

中標津町自治推進会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、中標津町自治基本条例（平成24年条例第1号）第38条第4項の規定に基づき、中標津町自治推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 推進会議の委員は、15名以内とし、次の各号に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 公募に応じた者
- (2) 町内会及び町民活動団体が推薦する者
- (3) その他町長が適当と認める者

2 前項第1号の委員の数は、6名以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、5年とする。ただし、再任は、妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集する。ただし、この規則の施行後、最初に招集される会議は、町長が招集する。

2 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

4 推進会議の会議は、公開する。

(部会)

第6条 推進会議は、必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって構成する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(関係者の出席等)

第7条 推進会議は、必要があるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見や説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(諮問事項等の公表)

第8条 推進会議は、町長の諮問に対する答申又は町長へ意見の申出をしたときは、その内容を公表する。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、総務部企画課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮り定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。